

「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例案に関する陳情」反対討論

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。受理番号2番「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例案に関する陳情」について、農林環境委員会の不採択の審査結果に反対する立場から討論します。

委員会では、継続を求める意見があった一方、これまで種子供給の「あり方検討会」等で十分検討されて来た旨の意見や、要綱等で対応できるなどの意見が出され、不採択が多数であったと聞きます。

あり方検討会は、種苗生産計画策定者、種苗事業者、種苗生産者となることが想定される当事者団体と県農政部を構成員としており、外部の専門家や、県民、消費者は含まれていません。県民は、6月の公表で初めて条例案成分を知らされたのであり、周知も検討も十分とは言えません。

陳情の趣旨は、同条例案を採決する前に、(1)目的に主要農作物の優良な種子の安定的な供給をはかることを明記する、(2)種苗等生産計画を県が責任をもって策定する、(3)原種および原種の生産については、県以外の第三者を指定した場合でも県の責任において生産する、(4)種子の生産ほ場の指定、ほ場審査、生産物審査は県が実施する、(5)種子行政に関する審議会の設置、等の修正を求めたものです。

また、修正の必要性について、先行して条例等を制定した11道県と栃木県の条例案を詳細に比較し、11道県は種子法による種子生産・供給システムの中核をなす事項を規定しているのに対し、栃木県は県が責任を持たないシステムに変質させようとする異質のものだとも指摘しています。その通りではないでしょうか。願意は妥当だと考えます。

陳情提出者の「会」は、種子法に代わる条例の制定を求めて7千筆近い署名を集め、3月に県議会に要望書を提出しました。また条例試案の作成やパブリックコメントへの意見提出など、精力的に県民の意見・要望を、県および県議会に届けるために取り組んできました。そのようにして積み上げられた県民の声を活かすことこそ、県議会の責任ではないでしょうか。

いま、種子法の復活を求める運動が全国的に広がっています。11道県は、主要農作物の優良な種子の安定供給という県民益のために、国が壊したシステムを地方の独自性を発揮して、県の責任において据えなおしたと言えるのではないのでしょうか。本県も、そうした姿勢を持って、県民の声に応えた種子種苗行政を行うよう強く求め、討論いたします。